

Title	弘仁の日本書紀購讀と私記の成立
Sub Title	The lecture on the Nihon shoki (日本書紀) delivered in Konin (弘仁) era at the imperial court and the formation of the "Konin" private interpretation of the Nihon Shoki
Author	志水, 正司(Shimizu, Masaji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.231- 251
JaLC DOI	
Abstract	<p>The purpose of this article is to describe the circumstances and intent of the meetings for lecture on the Nihon Shoki ("Chronicle of Japan" compiled in 720 by the Imperial command in the reign of Empress Gensho 元正) held in the Konin era (810 ~ 823) together with the formation of the "Konin Private Interpretation of the Nikon Shoki" 弘仁私記 which was compiled according to the lectures given at the Court. In conclusion, the writer of this article clarifies the following points. In the early Heian period, the Ritsuryo System 律令制度 (the administrative and judicial system in accordance with provisions of the Taiho Ritsuryo, the Code compiled in the Taiho era (701)) was strained to the breaking point and the reconstruction of the administrative system was urgently required. Accordingly the historical consciousness was awakened among the courtiers. Under these circumstances, they took an interest in the description on the Nihon Shoki in which the ancient spirit of nationalism was expressed. At the same time, the traditional clan system was in a state of disorder, and owing to changes in the language the ancient Japanese words had been misunderstood. Indeed the direct purpose of the promoters of the lecture meetings was to cope with the disorder in the clan system and in the Japanese language at that time. The lecture meetings in question were held during the two years 812 and 813 in the reign of Emperor Saga, by Imperial order appointing Ono-Nincho 多人長 to the post of instructor to give lectures on the Nihon Shoki to the courtiers. The book of "Konin Private Interpretation of the Nihon Shoki", however, was compiled more than ten years after the time when the court had the lecture meetings. Accordingly, there are some misinterpretations in the description of the book. Because of such misinterpretations, various doubts about the description have been entertained by many historians, especially as to its preface. The writer of this article proves the reliability of the discriptions by clarifying the circumstances in question.</p>
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0235

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

弘仁の日本書紀講讀と私記の成立

志 水 正 司

一、はじめに

上代の朝廷に於いて日本書紀の講讀が養老・弘仁・承和・元慶・延喜・承平・康保等の數回に亘り行われたことは、釋日本紀に載せるところの康保二年外記勘申の日本紀講例などによつて知られている。その平安朝の最初に位置するものが弘仁年間の講筵であり、その關連に於いて成つたものが所謂日本書紀弘仁私記である。それを遡る養老五年の講書は、一部に疑問とするむきもあり、^(註1)またその開講を認めるとしても、養老四年の書紀撰進の翌年にその披露というほどの意味において行われたものと考えられるのであつて、それは以後の平安朝の講書とは同列に見做し難い性格のものと思われ^(註2)。かように養老のそれとは一應區分される平安朝の一連の書紀講讀において、その初頭をなす弘仁の講書とその私記の成立について考察することは有意義といえよう。

いま、この考察に當り、日本後紀弘仁三年六月戊子條の記事がまず史料となるのであるが、それは極めて簡単なものであつて十分ではない。そこで私は、これを補うに所謂弘仁私記序即ち日本書紀私記甲本の序文の記事を利用しようと思ふ。この序文には弘仁講書の動機及びその實施についてやゝ詳細な叙述がみられるからである。しかし、私記甲本序

が果して弘仁私記序と見做し得るかについては、中澤見明・宇佐神正康・和田英松・岩橋小彌太らの諸氏より疑問が提出されており、^(註3)その記事は信用し難いとまで言われているのである。それにも拘らず敢てこの序文を援用しようとするのであれば、當然この私記序に寄せられた先學の諸疑問について検討吟味を加え、その記事内容が弘仁私記序のものとしてなお利用に耐えることを辨明しなければならぬであろう。その意味で小稿は、さきの拙稿「日本書紀私記甲本について」(史學三〇—三)において論説した私記甲本即弘仁私記論の外縁的研究に引續いて行わるべきところの、甲本記事の内容的検討の一部をなすものでもある。即ち小稿は、弘仁年間に於ける日本書紀講讀と私記の成立を論述しながら、同時に日本書紀私記甲本の序文に弘仁私記序の信憑性をも論證しようとするものである。

註

- (1) 武田祐吉「上代日本文學史」外編(昭和五)など
- (2) 天慶六年の日本紀竟宴歌の序にも「弘仁承和之朝、元慶延喜之世、重開講席」とのみ見えて、養老の講筵との關係は述べられていない。
- (3) 中澤見明「古事記論」第二編第六章(昭和四)
宇佐神正康「日本書紀研究史雜考(上)」國語國文六一二(昭和十一)
和田英松「本朝書籍目錄考證」弘仁四年私記の項(昭和十一)
岩橋小彌太「上代史籍の研究」日本紀私記考(昭和三一)

二、弘仁講書の開催

弘仁の日本書紀講筵については、日本後紀弘仁三年六月戊子條に

是日始令^ニ參議從四位下紀朝臣廣濱・陰陽頭正五位下阿倍朝臣眞勝等十餘人讀^ニ日本紀、散位從五位下多朝臣人長執講。とみえている。しかしこれには別にいささか相異なる記事が存して、講筵の時期及び參席者について疑問が生ずるのである。

まず、講筵の時期の問題についてみるに、弘仁私記序には

冷然聖主弘仁四年。在祚之日 愍^ニ舊說將^レ滅本記合訛、詔^ニ刑部少輔從五位下多朝臣人長^ニ使^レ講^ニ日本紀。

とある。こゝでは講年は弘仁四年となつており、後紀が弘仁三年とするのと相異している。このほか本朝書籍目録にも

弘仁四年私記、三卷、〔多朝臣人長撰〕

とある。しかし、この目録の記事について檢べるに、同目録中に、「神別記、十卷、〔日本紀私記曰、天皇天孫事具在^ニ此書^コ〕」とあり、これは弘仁私記序に「有^ニ神別記十卷^コ」〔天神天孫之事具在^ニ此書^コ〕とあるに依つたものである。うから、前掲の記事ももとは弘仁私記序に據つて書かれた疑が濃い。また、日本紀竟宴和歌にも、

弘仁四年講、博士刑部少輔大朝臣人長、〔外記日記注^ニ弘仁三年^コ〕

とある。いまその伊勢貞丈手寫加注本^(註4)を見るに、

イ四非也

弘仁三年講

日本後紀

と注記して、後紀により弘仁三年とし、四年とあるのは非なりとしている。しかし最も古い本妙寺本をはじめとして古寫本の殆どが「四年」としている以上、後紀の記事によつて直に三年の過誤と決めて了うことは謹まねばならないで

あろう。この竟宴和歌の記事について、かつて彌富破摩雄氏は「此れは釋紀其の他の記事によつて摘記したものらしい」と述べられているが、^(註5)それとしても、「四年」といい人長を「刑部少輔」としているのは、該記事が間接的にもせよ弘仁私記序に原據を有つたものであらうと推察せしめる。

さて、それらの源泉をなすと考えられる弘仁私記序の「四年」の記事であるが、和田英松氏は、

私記の序に、四年としたるは、或は三年の誤寫と見るべきにや

と疑つておられる。^(註6)しかし、釋紀にも

弘仁三年 私記云四年云々

と見えるなど、われわれの辿り得る限りでは四年となつているのであり、これを単に誤寫と疑つて看過すべきではあるまい。それならば、後紀や外記日記等に弘仁三年といひまた弘仁私記序に四年というとき、この間の差異は如何に考へらるべきであらうか。ここで注意されるのは、弘仁私記序に、

開講席一、一周之後、卷秩既竟 〔一年爲一周〕

と見えていることである。これによれば講書は年を越えて行われたのであり、弘仁三年六月に開講せられ「一周之後」即ち年を越えて翌四年に講を畢えたと考えられるのであつて、これに従えば、開講の三年を記すのが正しいのであらうが、四年と言つたにしても全く容認できぬまでの過誤でもあるまい。そして後述するように、弘仁私記序が講筵の年から十年以上も後に書かれたものであつてみれば、こうしたことは容易にあり得ることと思われるのである。

次に講筵の參席者の問題についてみると、弘仁私記序には、

詔ニ刑部少輔從五位下多朝臣人長、使レ講ニ日本紀。即課ニ大外記正六位上大春日朝臣顯雄・民部少丞正六位上藤原朝臣菊池麻呂・兵部少丞正六位上安倍朝臣藏繼・文章生從八位上滋野朝臣貞主・無位嶋田臣清田・無位美努連清庭等ニ受業、就ニ外記曹局ニ而開ニ講席。

とある。これを前の日本後紀の記事と對照するに、多人長の執講のみ一致して、後紀に記される紀廣濱・安倍眞勝の名は無く、前者には見えぬ大春日顯雄ら六人の名が列擧されており、こゝに一應の疑惑がもたれるのである。しかし、これらの差異は、そのいずれが眞相を傳えるものかと問われるよりも、受業した「十餘人」の中で、後紀は上位の參議・陰陽頭等の名を記し、私記序は地位は比較的低いが寧ろ講習の中心であつた外記等の名を留めたものと解すべきであろう。

以上の考察よりすれば、弘仁の日本書紀講筵は、嵯峨天皇の詔命により、弘仁三年六月、外記曹局に於いて、多人長執講の下に、紀廣濱・安倍眞勝をはじめとし大春日顯雄・藤原菊池麻呂・安倍藏繼・滋野貞主・嶋田清田・美努清庭等十餘人が參席して開催せられ、翌四年に至つて書紀全卷の講讀を畢えたのであつた。

註

(4) 國立上野圖書館收藏、その奥書に、

安永八年己亥六月六日、伊勢平藏貞丈寫印

同九年庚子十二月廿四日得ニ一本ニ以校合了(朱筆)

(5) 彌富破摩雄「日本紀竟宴歌の研究(四)」國學院雜誌三六一六(昭和五)

(6) 和田氏前掲書、八七頁

三、弘仁私記の成立

上述した弘仁講書の關連に於いて作成せられたのが所謂日本書紀弘仁私記である。以下弘仁私記の成立年代の問題について考察しよう。現存の弘仁私記（日本書紀私記甲本は、講書の當時、即ち弘仁三―四年に作られたものではないであらう。和田英松氏の「本朝書籍目錄考證」の中にも、

その「冷然聖主弘仁四年在祚之日」といひ、「冷然聖主弘仁十年」と記したるによれば、嵯峨天皇御讓位後のものなるを證すべし。冷然は、嵯峨天皇御讓位後の御所なればなり。（八六頁・傍點引用者）

と説かれている。これに些か管見を附加すれば、また「滋野朝臣貞主」とあるのも、三代實錄貞觀元年十二月廿二日條の貞主の弟滋野貞雄の卒記に「弘仁十四年改宿禰賜朝臣」とあれば、弘仁十四年以後に記されたことを證示するものと思われる。これらは共に弘仁私記成立の時期の上限を示すものである。

こゝで、弘仁私記序における頭銜の不合の問題について言及しておこう。即ち、宇佐神正康氏（註七）並びに和田英松氏（註八）によつて、そこに記される官位の亂雜・齟齬を犯していることが指摘されたのであつた。いま、弘仁三・四年に基準をおいてこれを吟味してみるに、

刑部少輔從五位下多朝臣人長

正史では散位となつている（後紀）。

大外記正六位上大春日朝臣穎雄〔從五位下魚成第一男〕

弘仁五年二月になお少外記であつた（符宣抄）。また、弘仁十三年正月に正六位下から從五位下になつたといわれ（類史）、それ以前には正六位下乃至その下位であつた筈である。

民部少丞正六位上藤原朝臣菊池麻呂〔從五位下是人第四男也〕

是人は延暦四年八月すでに從五位下から從五位上にのぼっている（續紀）。

兵部少丞正六位上安倍朝臣藏繼〔從四位下弟者第二男也〕

特に認めず

文章生從八位上滋野朝臣貞主〔從五位上家譯一男〕

貞主の卒記によれば弘仁二年すでに少内記に任ぜられている（文實、仁壽二、二、）。従つてそれに相當する正八位上でもあつたらうかと疑われる。また、家譯の場合も從五位上に叙せられたのは弘仁十三年十一月である（類史）

無位嶋田臣清田〔正六位上村田第一男〕

特に認めず

無位美努連清庭〔正六位上友依第三男也〕

特に認めず

の如くである。和田氏はここから、この弘仁私記は「果して當時のものなりや、後人が作りたるものなりや、頗る疑ふべきに似たり」と言つておられる。^(註8)しかし、ここを以つて直に弘仁私記を後世の僞撰と疑う論據とすべきであらうか。

この私記序が講筵から十年以上も経た嵯峨天皇讓位の弘仁十四年以後に書かれたことを念頭に置くならば、かかる雜亂・

差違はあり得べきことのようにも思われるのである。却つて、太田晶二郎氏はこれらの問題について、

頭銜の不合も、貞主は弘仁二年迄は實際文章生であつたので（文實、仁壽二、三）、全然無根事ではなく、（穎雄にかかる外記の—志水註）大少の違ひと共に、十年もたてば寧ろ當り前でもあらう。誤つてはゐるが甚だしく乖離せぬ所、作爲ならば補任などにも當つて却つて正確な所を冠するであらうに、さうしたこともせず大よそに記憶で書いたらうとなかなかに實が伺はれるとも言へよう。又他の人名で「無位島田臣清田・無位美努連清庭」の如き者すら實在であり（外記補任、東寶記僧實所載官符、等）、「正六位上安倍朝臣藏繼」も合する（類史）などは作爲ならば大した手廻しと言はねばなるまい。

と反論しておられるのである。^{（註）}その驥尾に付して一言すれば、多人長の頭銜が刑部少輔となつてゐることも、彼の位階が從五位下であり少輔はその相當の官職であつてみれば、その記事を疑うよりも、かえつてそこから人長がこの前後の頃に該職に任官したことを知り得るのではあるまいか。かように見來るならば、弘仁私記は講書から十年餘の後に編述されたものであるが、これをただちに後世の僞撰と疑うことは出來ないのである。

そこで弘仁私記の成立年代の下限について考察してみよう。弘仁私記は釋日本紀所引の公望私記及び日本書紀私記丁本に引用されている。

公望私記云、案三卷私記、是字コ、尔止讀之、〔謂三卷私記者弘仁私記也〕（釋紀）

弘仁三卷私記序云、異端小説、恠力亂神、爲備多聞、莫不該博。一書及或說爲異端、反語又諺曰爲小説也者……………（私記丁本）

この公望私記は、延喜四年矢田部公望が尙復であつたときと、承平六年彼が博士であつたときのいずれかの講書の折に撰述されたものであらうと推せられるが、いまにわかにはその何れに當るかを決定することは困難である。次に日本書紀私記丁本は、同書中に、「此時參議紀淑光朝臣問曰」「參議淑光朝臣横點云」とあり、また「此日講了、左少辨大江朝臣朝綱就_ニ内記所_一陳云」と見えており、これが承平の私記の零本であることは明白である。即ち淑光が參議となつたのは承平四年十二月で、天慶二年九月に薨じており、朝綱が左少辨になつたのは承平三年十月で、天慶三年十二月には右中辨に轉じているからである（公卿補任）。そこで疑わしい部分はこれを保留し、當面の目的のために斷言し得べき最も安全な點を求めるならば、それは弘仁私記が承平六年の私記に引用せられているということであらう。

しかし又、かつて宇佐神正康氏が、

序文中に記されてある島田臣清田が、文德實錄齋衡二年九月十八日條に記されて居る如く、弘仁十四年に朝臣姓を賜つて居る事實から考へれば、弘仁末年を降る餘り遠からぬ時代のものであるかとも思はれる。(註)

と言つておられるのも注意される。後代にも態々舊に復して臣と記す場合もあらうと考えられて直には支持し難いが、序文中に同じく弘仁十四年賜姓の「滋野朝臣」が記載されているのを認めるとき、氏の疑問も無下に斥け得ないようにも思われるのである。

これを要するに、弘仁私記は、弘仁三・四年の講筵よりやや遅れて、弘仁十四年以後・承平六年以前に、そしておそらくはその上限に近いころ、書紀講讀の際の覺書乃至記憶をもとし、また序文を附して編述せられたものと考察されるのである。

註

- (7) 宇佐神氏前掲論文、一四頁
- (8) 和田氏前掲書、八八頁
- (9) 太田晶二郎「上代に於ける日本書紀講究」本邦史學史論叢所收(昭一四)、一〇頁。
- (10) 宇佐神氏前掲論文、一七頁。

四、弘仁講書の側面 (一)

ここにひるがえつて弘仁の日本書紀講讀は何故に行われたのであろうか、その意圖は奈邊に存したのか——の問題について考察してみよう。弘仁私記序をみるに、紀・記及び神別記について述べた後に、

自レ此之外、更有ニ帝王系圖・諸民雜姓記・諸蕃雜姓記・新撰姓氏目錄者、如レ此之書觸レ類而夥、踏ニ駁舊說ニ眩ニ曜人看ニ或以レ馬爲レ牛或以レ羊爲レ犬、輒假ニ有識之號ニ以爲ニ述者之名、即知官書之外多ニ穿鑿之人、是以官禁而令レ焚人惡而不愛、今猶遺漏遍在ニ民間、多レ僞少レ眞無レ由ニ刊謬、是則不レ讀ニ舊記〔日本書紀・古事記・諸民等之類〕一無レ置ニ師資ニ之所レ致也。凡厥天平勝寶之前每一代使ニ天下諸氏各獻ニ本系、永藏ニ祕府ニ不レ得ニ輒出、今存ニ圖書寮ニ者是也。冷然聖主弘仁四年在祚之日、愍ニ舊說將滅本記合訛、詔ニ刑部少輔從五位下多朝臣人長ニ使レ講ニ日本紀。

と記している。すなわち、氏姓を混亂せしめる夥しい僞濫雜駁の私書が横行しているが、それは紀・記等の舊記を讀まず師資を置かざるの致すところであつて、そのために舊說・古記も訛滅しようとしているという事態を愁えて、講書が開催せられたことを述べているのである。

實際、當時の氏姓制度上の僞妄紛糾という事態を調停するにあつて、記紀等が據りどころとせられた例は少くないのである。例えば、神事に御膳を供奉する行立の先後について高橋朝臣と安曇宿禰とが争つていたが、延暦八年兩氏を召喚し事由を勘問すると共に、「搜_ニ檢日本紀及_ニ氏私記_一」して高橋氏の先たるべきを定め、その後の争いについても同十一年の大政官符は「謹案_ニ日本紀_一」また「考_ニ之國史_一」えて理須く高橋氏を先となし、安曇氏の後に在るべきを裁決したのであつた(本朝月令所 引高橋氏文)。また幣帛使をめぐる中臣朝臣・忌部宿禰二氏の争いについても、大同元年八月の勅は「據_ニ日本書紀_一」り常祀のほか奉幣の使は兩氏相半すべきを斷じたのであつた(日本後紀 同年月條)。更に弘仁四年十月の官符には「小野朝臣野主等解稱、媛女之興、國史詳矣」とあり、このことが舊記の搜檢によつて立證せられた結果、媛女を貢することは媛女公の女一人に決定されることになつた(類聚三 代格)。また弘仁講書よりやゝ遅れて撰進された新撰姓氏録もその序文に「歴探_ニ古記_一博觀_ニ舊史_一」據_ニ古記_一以冊定_レしたことを述べており、實際その本文の記定において紀・續紀等を有力な典據として、十分窺知せられるのである。(詳註)かくの如く、當時氏姓制度上の紊亂に對處するに、國史に依據して解決しようとする風潮の存したことが知られるのであるが、就中弘仁私記序にも「神胤皇裔、指掌灼然、慕化古風、舉目明白」と揚言せられ、その氏姓問題に關する正統的權威を認められていた書紀が極めて屢々典據として適用されたのであつた。かくる時代の趨勢よりする書紀への關心の昂まりが書紀講筵を開催せしめる一の因由となつたろうことは推察に難くないのである。

しかし、このように弘仁講書を氏姓問題に連結せしめる考えには、一部より疑問が提出されているのである。すなわち、關晃氏は、私記の本文をみるも、

氏姓や各氏の祖先に關する書紀の記載に何等の關心をも示してゐないばかりか、現實の利害や、社會的地位に關しりを持つ論争など全く見當らない。

と言(註12)い、また、岩橋小彌太氏も、

然るに此の書の本文たる弘私記にはさういふ(氏姓の—志水註)問題に關係のある記事は全く見えてゐないで、唯日本書紀の用語の訓讀を示すのみである。

と云(註13)われるのである。いまもしこの指摘が正しいとすれば、講書と氏姓問題との関連を説く序文そのものが偽撰かと

疑われてくるわけであろう。岩橋氏はこの點を以つて弘私記序を訝しむ理由としてゐるのである。しかし、果して弘私記の本文には氏姓についての關心が認められないのであろうか。この疑惑については、田中卓氏の明解な反論が存するのである。(註14)いまその大要を摘記してみれば、私記甲本の本文を調査するに、ここに訓釋を附して掲げられた語句は總計

おおよそ八百八十余を算えることが出来るが、その語句を分類して未詳は除き百分率を出してみると、神名・人名は三十五%、地名十%その他五十五%となり、氏姓に關係のある神名・人名が甚だ高率を示していることが注意せられる。これを更に私記乙本・丙本の割合と比較してみても三〜四倍を掲載していることになるのである。この検討に従えば、弘私記の氏姓に對する關心はみられないのではなくて寧ろ顯著であると言わなければならぬ——と述べられたのである。

私記甲本の語句の區切り様は傳寫の間の錯誤も多くその算定には異論の余地も存するであらうが、(註15)しかし全體的な傾向は動かないであらう。従つて氏姓關係の語句に對する關心の淺からぬことは承認しなければなるまい。そしてまた、弘私記には氏姓の現實的問題に關する直接的言及がみられないという點については、書紀の文を正しく讀解することに

よつて氏姓の問題も自らに解決されることを思うならば、かえつて現實の問題に應對する慎重嚴正な態度が看取されるというものであろう。こうして田中氏の檢證によつて、弘仁私記本文に関わる從來の誤解が訂正されたと同時に、その序文に向けられた岩橋氏の訝疑のいわれなきことを知り得るのである。

筆者もまた、弘仁講書を以つて氏姓問題の解決を唯一の目的とする事業と考えるものではなく、私記序にも「愍舊説將滅 本記合訛」とあつて窺われるように、そこには前者を包攝してより高次の歴史的関心が働いていたろうことを思うのであるが、その有力な一側面として、氏姓問題の紛糾という因由とその事態に對處せんとする意圖が存していたと論ずるのである。

註

(11) それは例えば姓氏錄に屢々「日本紀合」「依日本紀附」「日本紀漏」「日本紀不見」等の註記が存することに窺われる。もつとも、これらの註記が撰修當初からあつたものかについては疑うむきもあり、その解決は將來に俟たねばならないが、假に後に附記せられたものとしても、それは姓氏錄の撰修時に書紀が利用されたことを裏附けるものであつて、これを排斥するものではないと思われる。なお、姓氏錄の註記の詳細については、柳宏吉氏が續日本紀研究一―五、六、八、十二、及び二十に寄せられた一連の論考を参照。

(12) 關晃「上代に於ける日本書紀講讀の研究」史學雜誌五三―十二（昭十七）

(13) 岩橋氏前掲書、二三四頁

(14) 田中卓「日本紀弘仁講書と新撰姓氏錄の撰述」藝林一一一（昭二五）

(15) 例えばその總數の算定においても、田中氏は八八一と數えているが、西宮一民氏の場合は九一八としておられる。（「日本紀私記甲本と書紀」帝塚山學院短大研究年報四、昭三一）

弘仁の日本書紀講讀と私記の成立

五、弘仁講書の側面(二)

更に弘仁講書のいま一つの側面について考察してみよう。弘私記の本文は書紀中の語句を抽出して注記を施したものであるが、それについてみるに、註釋の例もあるが僅少で、訓注がその大多數を占め、それも字音を以つて讀むのは例外というべく、その字訓||倭訓を注記することに最も努力を集中しているのが認められる。私記序もまたその作業について、「以倭音辨詞語、以丹點明輕重」と記しているのである。しかし、そこに注記された倭訓についてみるに、それは「漢文で書かれた書紀を國語風に讀むと言ふ事である。而して此の作業を考へて見るに、これは換言すれば漢文體の文章の意義内容を國語の意味形象に於て把握し確立することである」というように單直に考へらるべきものであろうか。それによれば書紀に見える漢語句に相當の和譯を與えて理解するといふのであり、その場合には理解把握ということに主眼があるわけで和譯語としては日常の國語が用いられるのが普通であらう。しかるに、いま倭名類聚抄の序をみるに

田氏私記一部三卷、古語多載、和名希存。

とあり、平田篤胤は「古史徵開題記」の中でこれを釋して、

私記は、日本紀の全文を古語に讀なすことを勉たる物にして、漢名にあて、和名を記せる事の希き由ときこゆ、と述べている。これは直接に弘私記を指して言つたものではないが、私記の訓注作業を以つて單に和譯とする見解が、更に吟味を要することを示唆しているように思われる。

そこで、更めて弘仁私記の序文をみるに、

其第一第二兩卷、義縁_ニ神代_ニ語多_ニ古質_ニ〔世質民淳言詞異_レ今〕、授受之人動易_ニ訛謬_一とあり、それに續いて、

故以_ニ倭音_ニ辨_ニ詞語_一 以_ニ丹點_ニ明_ニ輕重_一

とあることが注意されるべきであろう。これは實際弘仁私記の注記が第一・第二兩卷即ち神代卷に於いて特に詳しいことをみると、實情に則して記述されたものと思われ、軽く看過すべからざる文言というべきであろう。これによるに、彼らが倭音を以つて詞語を辨ずるのは、第一・第二兩卷が義は神代に縁_レり語は古質多く、そして註記によれば未だ世の民は質樸にして言詞の今に異り、ために授受の人が容易に訛謬を犯すからであるといふのである。即ち當代の日常語に異る古代の言詞について、時人が訛謬するに對處して、倭音を以つて即ちその古語の訓_{よみ}を注して辨明し、また丹點を以つてその聲韻を注したのであることが理解されよう。いまその類例を求めると、古語拾遺には二十數例に亘つて「某。古語云々」の分註が認められるのである。例えば、

毀畔〔古語、阿波那知〕、埋溝〔古語、美曾字美〕……

〔神籬者、古語比茂呂伎〕

〔古語大蛇謂_ニ之羽々_一〕

などがある。これらはいずれも相當する古語を注記したもので、換言すれば古語としての訓_{よみ}を示したものであるといふことが出來よう。

それにしても、何故に古語の・古語としての訓みが注記せられるのであろうかと疑うに、古語拾遺の場合、その題名が示す通り古い語り傳えを收拾して漢文で記録したものであつて、訓注は古傳承の筆録に當りその古語を書き留めたものと考えられるのである。そして、當時なお古事ふることの記録は今日の如き目讀ではなくて誦讀されるという傳統が存し、その誦讀に當つて古い傳承の姿への復原が思われたろうことは容易に推察せられることであり、そのように考えれば書中の古語としての訓はその誦讀に當つて古傳承の姿の復原に役立てるために附せられたものであることが納得されるであらう。この考察を延長して更に弘仁私記の場合について思案するに、云うまでもなくそこに於ける古傳承は既に日本書紀として成書化されていたわけであるが、書紀もなお古傳承の筆録として復原的に古語を以つて誦讀せられたのであつたらう。書紀の分註のうちに多數の訓注が認められることはそうした推察を裏書きするものと私は解くのであるが、その他の語句についてはなお誦習おんじゆに委ねられていたのであらう。おゝよそこのような状態が繼續されて弘仁の講書を迎えたわけであるが、恰もこの弘仁の前後は、國語史上、記録法・音韻組織・語法・語彙等の古代語から中古語へ轉換する大きな變動の時期であり、従つて弘仁においては今に異なる古語を人々の容易に訛謬するという事態が生じたのであらう。こうした際に弘仁の日本書紀講讀が行われたのであつた。すなわち、ここにおいて、國語の時代的變遷により訛謬され失われつゝあつた書紀の古語||古語としての訓みが、古傳承に則して辨明・復原せられたのであらうことが考えられるのである。そして、その講書の博士が記紀の撰述に參與した安麻呂の後裔の多人長であつたことは、その任に最も適わしいとも思われよう。

以上、弘仁私記の訓注について縷々推察を述べて來たのであるが、このことは次の檢證によつて裏付けられようと

思うのである。すなわち、日本書紀の文章中に漢籍の文辭を利用し巧みに綴合させて潤色構文した部分が少からず存することは、古く谷川士清の日本書紀通證・河村秀根の書紀集解があり、最近においては小島憲之氏の諸論考(註18)によつて明らかにされつつあるが、そうした潤色の部分をはじめ、純漢文風の表現に従う部分については、弘仁私記の訓注の全く無関心であつたことが認められるのである。いま例を顯宗紀にとつて検討してみるに、この顯宗紀は最も多種の漢籍が屢々剽竊利用せられているところと言われており、淮南子脩務訓、後漢書光武帝紀・明帝紀・安帝紀・順帝紀、梁書武帝紀、藝文類聚廿一・廿三、金光明最勝王經等の典據が指摘されているのであるが、これらの部分には弘仁私記の三十余項に亘る訓注は決して及んでいないのである。この事實について考えるに、それは漢籍に依據した部分及び純漢文風に構文された部分にはその原據としての古傳承の元の姿が失われて了つていくことによる當然の歸結と思われて、弘仁私記の訓注は古傳承の筆録の部分について以前の古語を復原的に注したものであろうとの上述の推察が、ここに確認されようと思うのである。しかして、ここからまた弘仁私記は、後世の私記が「凡此書之爲體以立倭訓爲本」として若干の抵抗を冒しても徹底的に倭訓を施すという態度をとり、ひいては漢籍よりの引用の部分にまで倭訓を試みるのとは、自らその態度を異にするものであつたことが知られよう。例えば、釋紀の祕訓をみるに、「要假扶カレトモカクコトヲナハニ」イネヒトサカランロカネノゼニヒトツニカフ「稻斛銀錢一文」ミヤコヒナスミヤハラキテ「遠近清平」オホムタカラマスマスウマハル「戸口滋殖焉」などとあるのは、それぞれ最勝王經除病品、後漢書明帝紀・和帝紀よりの引用部分である。ここには書紀全般を倭訓を以つて讀もうとする徹底的な意欲的態度が窺われるのであるが、弘仁私記の訓注は漢籍引用のところには及んでいない。これを以つて弘仁私記は倭訓の加注において未だ徹底しておらなかつた故と解すべきであらうか。しかし、弘仁私記が漢籍引用の部分と截然と分つてこれに倭訓を

及ぼしていないということは、むしろ後世の私記が倭訓を附與して、訓讀しようとするのはその態度に於いて異り、これはどこまでも古傳承の姿を・古語としての訓みを復原し留保しようとしたものであつたことを思わしめる。前者の態度を態動的といえ、後者は所詮受動的なものであつたといふべきであろう。このようにして、弘仁私記の訓注は古傳承に従つてその古語を極めて忠實に保存したものであることが認められるのである。

以上の考察によつて、弘仁の日本書紀講讀は、當時に於ける國語史上の大きな變遷に古語が次第に混亂謬訛せられ失われて行こうとする事態に對處しながら、古語の保存に努力を傾注したものであることが了せられたであろう。これまた、さきに考察した當時の氏姓問題の紛糾に對應するものとしての側面とともに、弘仁講書の因由をなした有力な一側面であつたと考えられるのである。しかして、その古語保存の努力が古傳承への関心と密接な連繫をもつてなされていくことは留意せらるべきであろう。

註

- (16) 永山勇「日本紀私記に於ける國語研究」文學十一三(昭十七)
- (17) 橋本進吉「國語音韻の變遷」國語音韻の研究所收(昭二五)
山田孝雄「平安朝文法史」(昭二七)など参照
- (18) 小島憲之「書紀と渡來書」日本史研究四(昭二二)同「書紀の述作」「書紀の素材」人文研究二一・八、三一八(昭二六・七)

六、むすび——弘仁講書の背景——

弘仁私記の序及び本文を辿つて講書の因由をなした二つの側面を考察したのであるが、それらに共通して根底を貫流

するものは、歴史に對する深い関心であると言ふことが出來よう。すなわち、氏姓制度上の問題を史書に依據して解決せんとしているのであり、また古語の混亂訛謬に對しても古傳承に沿つてこれを復原保存しようとしているのである。

さて、その史的関心の典據とせられ、講讀の對象となつた日本書紀は、古代律令國家の成立期に當つて、古傳承に依り國家の淵源を明らかにし諸氏族の由來を記載して、天皇の支配下に多くの氏族を包含するところの古代國家の體制とその理念を示したものである。しかして、その書紀を講究した弘仁期はというに、奈良朝後半に伸長した寺院勢力を避けての平安遷都に續いて、いわゆる律令政治の再建が意圖されていたときである。その時期に於いては、多彩な刷新的施策が相次いで行われ、律令制に對する少からぬ改廢をもとなつたのであるが、それらはいずれも律令制の再建補強の方向に於いてなされたものと認められる。しかしながら表面上、生彩ある新政・天皇の盛運などといわれているこの時代も、實は深刻な矛盾と動搖を内包していたのであつた。いまそれを詳述する余裕をもたないが、例えば、藤原種繼の暗殺、伊豫親王の謀反事件、藤原藥子の亂等と數えるだけでも當時に於ける政治的頽廢の様相が窺われよう。しかもそれらの根底には律令社會の全面的崩壞が絶え間なく進行していたのである。そしてかえりみるに、前述の多彩の諸施策というのもそうした律令制の破綻の時期に行われた彌縫策とみるときに正しく理解せられるのであろう。このように見るならば、この平安朝初期はむしろ古代國家が深刻な危機に逢着しその再建が希求せられたときであると言ふべきであらう。かかる現實的危機に當面して歴史が回顧されるということは歴史に於ける普遍的事實である。しかのみならず當時律令政治の再建が意圖せられたときに、その古代國家の理念を明示した日本書紀が人々の関心を把えたことは推察に難くない。かかる當時の客觀的條件によつて喚起された歴史意識、就中日本書紀に集められた関心が、弘仁の書紀講讀

を開催せしめる原因になつたことを私は考えるのである。そして、さきに考察した二つの因由も、それぞれ講書の側面的機縁をなしながら、更に大きなこの歴史的関心の高揚という原因の内に包攝せられるものと思うのである。

ここで従來提示された疑問に對して一言述べれば、古史國典の回顧を以つて國粹的である見做し、「嵯峨天皇弘仁の御代たる、朝儀に・風俗に・藝文に意圖的・積極的に唐風を移されてゐるのであつて、此の時代理想の中で講日本紀の發起を解釋するのはいささか困難ではなからうか」という疑惑が抱かれてゐるのである。^(註19)しかし、古史の回顧を以つて直に國粹的と考えるのは或る先入感にわざわいされた安易な理解といふべきであらう。當時に於ける古典への関心が國粹的觀念によつて主導されたのではなく、より深い現實的要請にもついたものであることは既に述べた。しかし、また、この時期に於ける唐風の隆盛というも、その挫折に終つたため結果に於いては遊離的粉飾とも觀ぜられるのであるが、實は國家的動搖に對應しつつ唐の制度文物の攝取によつて事態を收拾しようとする眞摯の努力に出ずるものであつたことを看過してはならないのであらう。例えば當時に於ける漢詩文盛行の如きも、それが國家の官僚としての懐いを述べ志を言う、したがつて本來すぐれて政治的實踐的意味を擔うものであつた故であらう。^(註20)この前後に於ける紀傳道の抬頭も^(註21)抽象的な經學より具體的歴史的なものうちに國家のあり方を反省摸索しようとしたものとしてまた同様に納得される。このように考えるとき、弘仁の書紀講究と當時における唐風の隆盛と、兩者はその道程において異りながらも、その生起せる史的基盤を共にし、同じく目標を古代國家の再建におくものであつて、牴觸背馳するというよりもむしろ相容互助の關係にあつたことが理解せられるであらう。これを要するに現象の表面のみを辿つてその歴史的洞察を缺いた上記の疑問はいわれなきものと思われるのである。

以上、日本書紀の弘仁講筵の開催及びその因由、そして私記の成立について考察を述べたのであるが、これを要するに、平安朝の初頭、律令體制崩壊の危機に當面しその再建を要望される時期において、歴史意識が喚起せられ、就中古代國家の理念を示す書紀に関心が集注されて、直接的には當時の氏姓制度の紛糾に對處し、また國語の時代的變遷による古語の訛謬忘失という事態に對應しつつ、嵯峨天皇の勸慮を以つて、弘仁三年から四年にかけて多人長執講の下に外記曹局に多數の公卿・學生等を集めて日本書紀の講讀が行われたのであつた。しかして、現存の所謂弘仁私記が編述せられたのは講書より十余年の後のことであり、その記事には若干の齟齬も存するが甚しい乖離は認められず、序文に向けられた從來の疑惑も解明されて、なお信用に耐うることを論じたのである。本稿は諸先學の業績に導かれてそれを整理しつつ考察を述べたものであるが、わたくしの妄斷や思考の未熟があらうと疑われる、開陳して大方の御叱正と御教示をお願いする次第である。

註

- (19) 太田氏前掲論文、一二頁
- (20) 凌雲集の序に「文章者經國之大業」とあり、それはそのまま、經國集の題名ともなつてゐる。この思想が平安朝初期に於ける漢詩文制作の觀念的支柱であつたと認められるのである。(秋山虔「古代官人の文學思想」國語と國文學三二―四、昭三〇)
- (21) 桃裕行「紀傳道の成立」歴史地理七七一―(昭十六) 參照